

## 【参考資料1】 化学物質排出把握管理促進法に関する懇談会委員名簿

(五十音順;敬称略)

氏名	所属
有田 芳子	主婦連合会 環境部長
安藤 健吾	社団法人 日本自動車工業会 工場環境部会 委員
池田 茂	東京都 環境局 環境改善部 有害化学物質対策課 課長
大塚 直※	早稲田大学 法学部 教授
岸川 敏朗	神奈川県 環境農政部 化学物質対策担当課 課長
小出 重幸	読売新聞社 東京本社 編集委員
白石 寛明	独立行政法人 国立環境研究所 環境リスク研究センター センター長
瀬田 重敏	国立大学法人 東京農工大学 大学院技術経営研究科 客員教授
豊田 耕二 (第2～5回)	社団法人 日本化学工業協会 常務理事
中杉 修身	上智大学 地球環境大学院 教授
中田 三郎 (第1回)	社団法人 日本化学工業協会 常務理事
中地 重晴	特定非営利活動法人 有害化学物質削減ネットワーク 理事長
新美 育文	明治大学 法科大学院 教授
藤江 幸一	国立大学法人 豊橋技術科学大学 エコロジー工学系 教授
安井 至	国際連合大学 副学長

※ 座長

注:所属及び職名は委員就任時点のもの。

## 【参考資料2】 本懇談会の審議経緯

	日時	議題等
第1回	平成18年5月10日(水) 10:00～12:00	(1) 化学物質管理に関する最新の動向について (2) 化管法の施行の状況について (3) 化管法の施行における課題に関する平成17年度調査結果について (4) 意見交換
第2回	平成18年6月13日(火) 9:30～12:30	(1) 前回懇談会の議論に対応した追加説明 (2) 委員によるプレゼンテーション (3) 意見交換
第3回	平成18年7月27日(木) 9:30～12:30	(1) 前回懇談会の議論に対応した追加説明 (2) 有識者からのヒアリング (3) 意見交換
第4回	平成18年8月3日(木) 13:00～16:00	(1) 有識者からのヒアリング (2) 化管法見直しに向けた論点について
第5回	平成18年8月29日(火) 10:00～12:00	(1) 懇談会報告書素案について (2) 懇談会報告書のとりまとめについて

<ヒアリング対象の有識者>

(五十音順;敬称略)

	氏名	所属
第3回	亀屋 隆志	横浜国立大学大学院 環境情報研究院 助教授
	蔵本 成洋	福山市 環境保全課 課長
	中西 準子	独立行政法人 産業技術総合研究所 化学物質リスク研究センター センター長
	堀井 一雄	新潟県 環境対策課 課長
	村田 幸雄	WWF ジャパン シニア・オフィサー
第4回	小澤 義一	社団法人 日本電機工業会 事業所関連化学物質対策専門委員 副委員長
	酒井 幹彦	名古屋市 公害対策部 主幹
	武田 光史	全国鍍金工業組合連合会 技術顧問
	藤原 寿和	化学物質問題市民研究会 代表
	丸山 昭洋	ウレタンフォーム工業会 技術・環境委員会 VOC 小委員長

## 【参考資料3】 化学物質政策における化管法

### 1. 化管法の概要

#### (1) 法の概要

##### ① 法律の目的

特定化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置(PRTR)やその性状や取扱いに関する情報(MSDS)の提供に関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。

##### ② 法律制定・施行の経緯

平成 8 年 2 月 OECD 勧告

平成 10 年 11 月 中央環境審議会第一次答申(PRTR 制度の導入)

平成 11 年 7 月 化学物質排出把握管理促進法公布

平成 12 年 2 月 中央環境審議会第二次答申(PRTR 対象事業者等、対象化学物質の指定等)

平成 12 年 3 月 化学物質排出把握管理促進法施行令公布  
化学物質排出把握管理促進法施行

#### (2) PRTR 制度

##### ① 制度の趣旨

PRTR 制度(Pollutant Release and Transfer Register)とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの環境(大気、水、土壌)への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し国に届け出るとともに、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計し、公表するもの。

##### ② 具体的な手続(付図 3-1)

- ア) 事業者は、個別事業所ごとに化学物質の環境への排出量・移動量を把握し、都道府県知事経由で国(事業所管大臣)に届け出なければならない。
  - ※ 秘密情報に係る部分は、直接事業所管大臣へ届け出ることとしている。
- イ) 事業所管大臣は、届け出られた情報について経済産業大臣及び環境大臣へ通知する。
- ウ) 経済産業省及び環境省は共同で、届け出られた情報を電子ファイル化し、物質ごとに、業種別、地域別等に集計・公表するとともに、事業所管大臣及び都道府県知事に通知する。
  - ※ 事業所管大臣及び都道府県知事は、通知された事業所ごとの情報をもとに、事業者や地域のニーズに応じ集計・公表することができる。
- エ) 経済産業省及び環境省は共同で、本法の届出義務対象外の排出源(家庭、農地、自動車等)等からの排出量を推計して集計し、③と併せて公表する。(付図 3-2)

オ) 国(経済産業大臣、環境大臣及び事業所管大臣)は、国民からの請求があった場合は、個別事業所の届出データを開示する。

※開示請求にあたっては、平成 13 年度、14 年度、平成 15 年度全データと平成 16 年度を併せて 1 枚の CD-R に収録したものを手数料 1,100 円で開示している。

カ) 国は PRTR の集計結果等を踏まえて環境モニタリング調査及び人の健康等への影響に関する調査を実施する。

### ③ 対象物質

人や生態系への有害性(オゾン層破壊性を含む)があり、環境中に広く存在する(暴露性がある)と認められる物質として選定されたもの(第一種指定化学物質:政令で 354 物質を指定)。

第一種指定化学物質の選定にあたっては、平成 12 年 2 月中央環境審議会答申において、「有害性」の判断基準(吸入慢性毒性、経口慢性毒性、発がん性、変異原性、生殖/発生毒性(催奇形性を含む)、感作性、水生生物(藻類、ミジンコ、魚類)に対する生態毒性、オゾン層を破壊する性質)及び「相当広範な地域の環境での継続的な存在」の判断基準(一般環境中での検出状況、製造・輸入量)が示されている。

具体的には、以下のような物質が指定されている。

- ・揮発性炭化水素 : ベンゼン、トルエン、キシレン等
- ・有機塩素系化合物 : ダイオキシン類、トリクロロエチレン等
- ・農薬 : 臭化メチル、フェニトロチオン、クロルピリホス等
- ・金属化合物 : 鉛及びその化合物、有機スズ化合物等
- ・オゾン層破壊物質 : CFC、HCFC 等
- ・その他 : 石綿等

また、第一種指定化学物質を含有する製品については、以下のとおり定義されている。

製品の質量に対するいずれかの第一種指定化学物質量の割合が 1% 以上であり、又はいずれかの特定第一種指定化学物質量の割合が 0.1% 以上である製品であって、次の各号のいずれにも該当しないもの。

- ・事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- ・第一種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- ・主として一般消費者の生活の用に供される製品
- ・再生資源

### ④ 対象事業者

PRTR 対象事業者として、第一種指定化学物質またはこれを含有する製品を製造、使用その他業として取り扱う等により、事業活動に伴い当該物質を環境に排出すると見込まれる事業者であり、次のア)～ウ)の要件全てに該当する事業者。

ア) 次の事業に属する事業を営んでいる事業者

- ・ 全ての製造業(化学工業、電気機械器具製造業、鉄鋼業等)
- ・ 金属鉱業、電気業・ガス業、下水道業、燃料小売業、洗濯業、自動車整備業、廃棄物処分業、高等教育機関、自然科学研究所等

イ) 常用雇用者数 21 人以上の事業者

ウ) いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上(発がん物質は 0.5t以上)の事業所を有する事業者等又は特別要件施設(廃棄物処理施設や下水道終末処理施設など)を有する事業者

⑤ 罰則

本法に基づく届出をせず、又は虚偽の届出をした事業者は、20 万円以下の過料。

⑥ 施行経緯

付表 3-1 化管法の施行経緯

平成 11 年 7 月	化学物質排出把握管理促進法の公布
平成 13 年 4 月	年間取扱量 5 トン以上の事業者による排出量等の把握開始
平成 14 年 4 月	年間取扱量 5 トン以上の事業者による排出量等の届出開始
平成 15 年 3 月	国による平成 13 年度排出量・移動量に係る集計結果の公表、開示の開始
平成 15 年 4 月	年間取扱量 1 トン以上の事業者による排出量等の把握開始
平成 16 年 3 月	国による平成 14 年度排出量・移動量に係る集計結果の公表、開示の開始
平成 16 年 4 月	年間取扱量 1 トン以上の事業者による排出量等の届出開始
平成 17 年 3 月	国による平成 15 年度排出量・移動量に係る集計結果の公表、開示の開始
平成 18 年 2 月	国による平成 16 年度排出量・移動量に係る集計結果の公表、開示の開始
平成 18 年 4 月	第 5 回(平成 17 年度排出量)の届出開始

(3) MSDS 制度

① 制度の概要

事業者による化学物質の適切な管理を促進するため、対象化学物質を含有する製品を他の事業者に譲渡又は提供する際には、その化学物質の性状及び取扱いに関する情報(MSDS:化学物質等安全データシート)を事前に提供することを義務づけるもの。

② 対象物質

以下のア)、イ)の双方が対象(合計 435 物質)

ア) 第一種指定化学物質(354 物質)

(PRTR 制度の対象物質と同じ)

イ) 第二種指定化学物質(81物質)

第一種指定化学物質と同様の有害性があるが、曝露性はそれより低いと見込まれる物質として選定されたもの

③ 対象事業者

対象製品を他の事業者に譲渡又は提供する全ての事業者が対象

④ 実施状況

平成13年1月 MSDSの提供の開始

(4) その他

① 化学物質管理指針

ア) 事業者が指定化学物質等(第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びそれらを含む製品)の管理を行う際のガイドラインとして策定。

イ) 指針の内容

- ・ 化学物質の管理の方法(管理の体系化、管理対策等)
- ・ 化学物質の使用の合理化対策
- ・ 化学物質の管理についての国民理解の増進(リスクコミュニケーション)
- ・ 化学物質の性状及び取扱いに関する情報(MSDS)の活用

ウ) 事業者は、本指針に留意して化学物質の管理を行うとともに、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

② 国及び地方公共団体による支援措置等

国及び地方公共団体は、本法の目的を達するため、以下の措置を講ずることとされている。

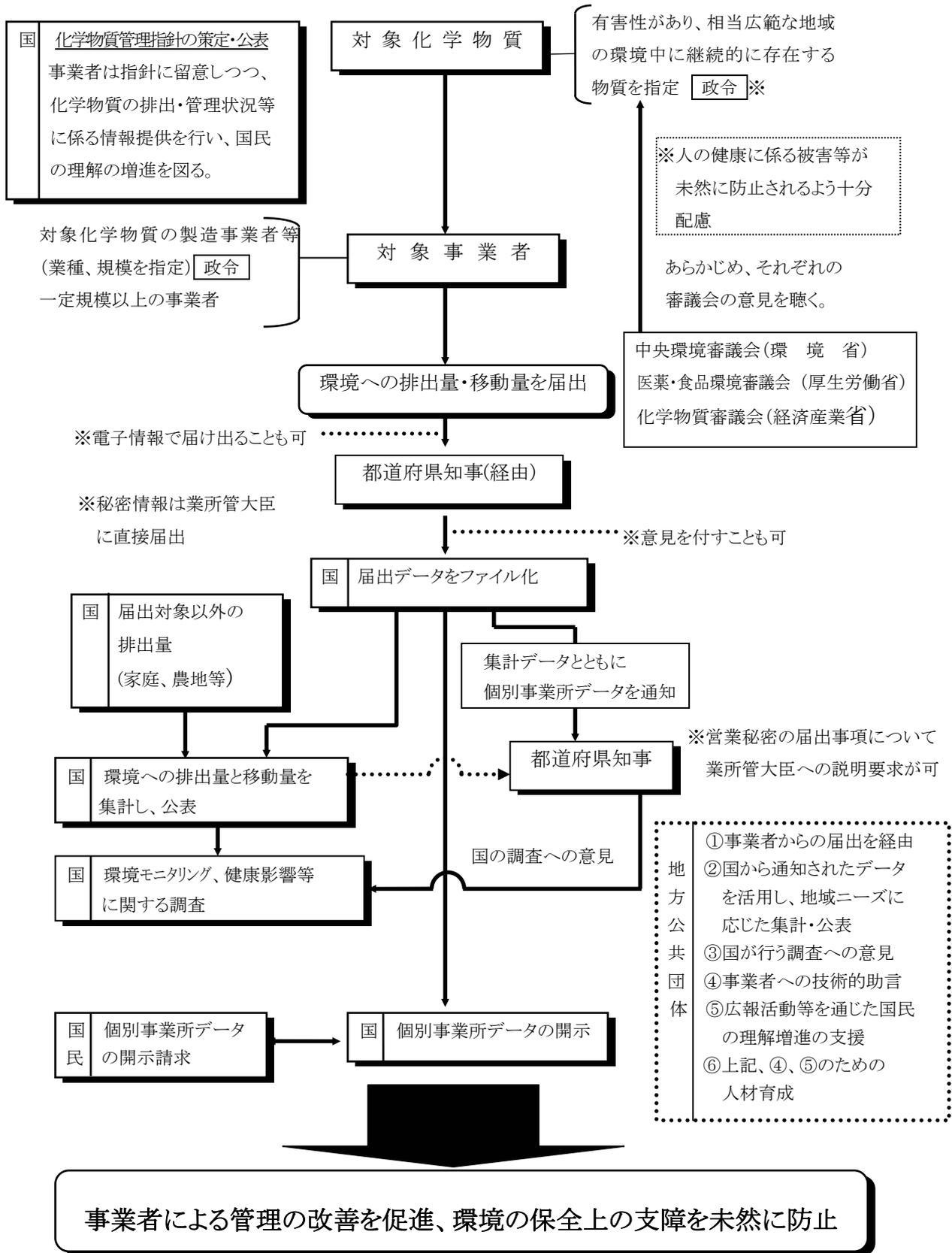
ア) 化学物質の有害性等に関する科学的知見の充実

イ) 化学物質の性状等に関するデータベースの整備

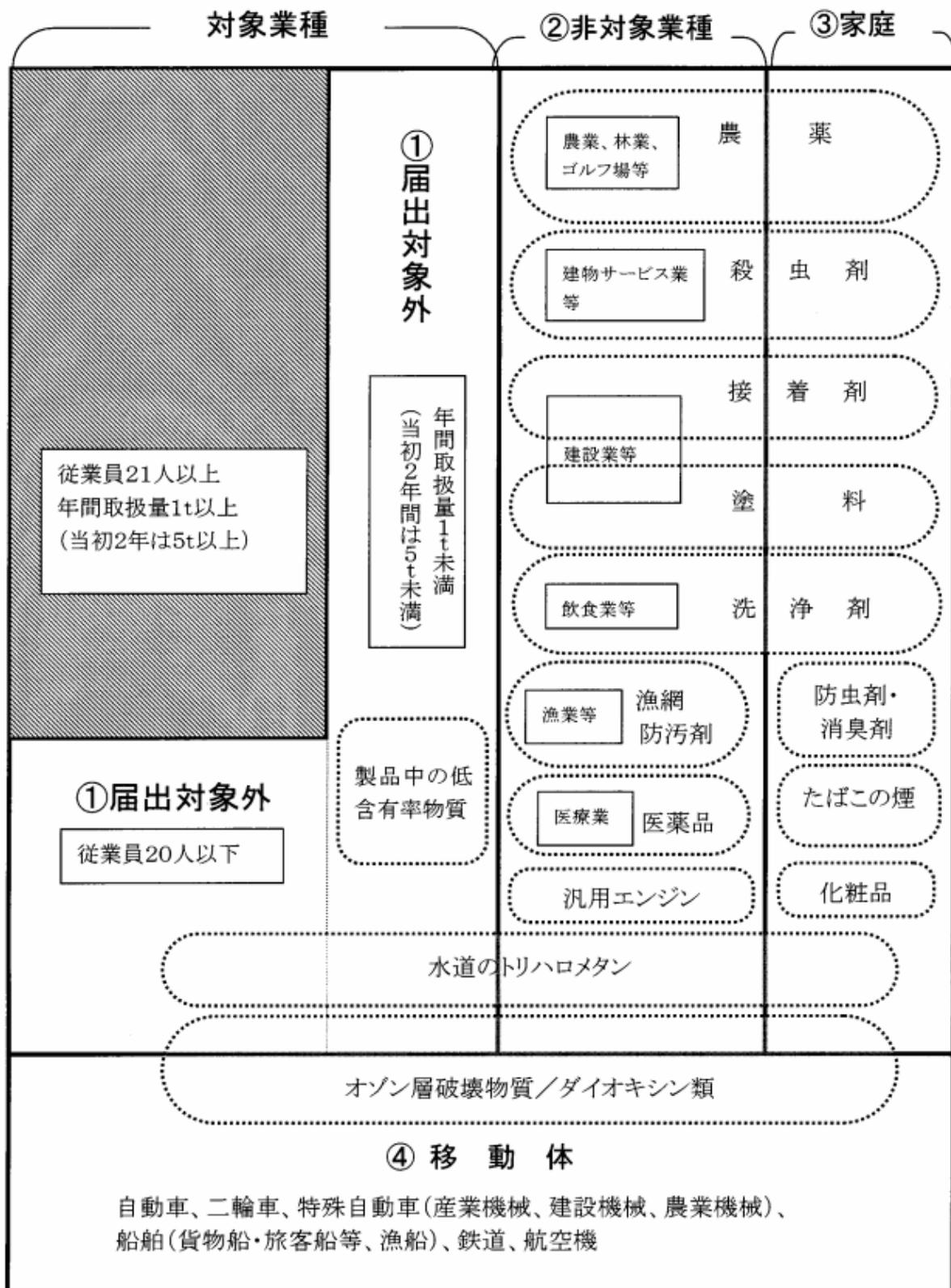
ウ) 事業者に対する技術的助言

エ) 化学物質の管理状況等に関する国民の理解増進の支援

オ) 上記、ウ)及びエ)のための人材育成



付図 3-1 化学物質の排出量の把握等の措置 (PRTR) の実施の手順



注:あくまでイメージ図であり、面積比が排出量の割合を示すものではない。

付図 3-2 集計の対象となる排出量の構成(イメージ図)

## 2. 化管法に関する衆議院・参議院附帯決議

### (1) 衆議院附帯決議

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案に対する附帯決議

平成 11 年 5 月 21 日  
衆議院商工委員会

政府は、本法施行に当たり、化学物質による環境等への支障を未然に防止することの重要性を十分認識し、我が国におけるPRTR制度及びMSDS制度の実効性を最大限に確保するため、特に次の諸点について、適切な措置を講ずべきである。

一 事業者の自主的取組みを促進するため、地方公共団体との連携強化により、事業者等に対する技術的な指導助言並びに人材育成等に努めるとともに、啓発・広報活動を積極的に進めること。

なお、本制度における地方公共団体の果たす役割の重要性にかんがみ、地方公共団体との連携のあり方についても引き続き検討を進めること。

二 対象物質の政令指定に当たっては、科学的知見を踏まえた専門的な検討を行い、幅広く関係者からの意見を聴取する機会を設けるとともに、国際的整合性の確保に十分留意すること。

なお、内分泌攪乱物質、いわゆる環境ホルモンの取り扱いについては、人の健康及び生態系への重大な影響を与える可能性にかんがみ、内外の動向等を踏まえて迅速かつ適切に対処すること。

三 化学物質の排出量等に関する集計結果の公表に当たっては、必要な情報が国民に分かり易く、利用しやすく、又、等しく提供されるものとなるよう配慮するとともに、インターネット等を含めた情報提供手段の幅広い活用とその利用促進に努めること。

また、開示請求に係る手数料については、開示の方法に応じ、利便性が高く負担がかからない金額とすること。

四 営業秘密の審査に当たっては、法律の趣旨に照らし、厳格かつ公正に行うこと。

五 本制度の検証については、運用状況を勘案しつつ、対処すべき事項についての整理を行うとともに、実効性を高める観点から積極的な検討を加え、制度の必要な整備・改善に機動的に取り組むこと。

## (2) 参議院附帯決議

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案に対する附帯決議

平成 11 年 7 月 6 日  
参議院国土・環境委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 本法における都道府県の果たす役割の重要性にかんがみ、都道府県との連携を強化し、届出・受付事務が円滑かつ的確に行われるよう体制整備を図り、技術的な指導助言を行うとともに、人材の育成等が図られるよう支援すること。
- 二 対象物質の選定に当たっては、内分泌攪乱作用など化学物質排出の環境への影響を未然に防止するという衆議院修正の趣旨を十分に踏まえるとともに、広く関係者からの意見を聴取する機会を設けるなど OECD 原則に沿った方法とすること。
- 三 化学物質排出の環境への影響を未然に防止する観点から、排出量等を適切に把握できるよう届出対象事業者等の種類、範囲を定めること。  
特に、有害性の強い指定化学物質については、含有率や取扱量の下限を小さくするよう配慮すること。
- 四 非点源からの排出量を的確に把握するため、基礎となる資料について関係省庁、事業者団体等の積極的な協力を求めるとともに、移動体の種類ごとの内訳がわかるように推計量を算出するよう努めること。  
また、推計の資料、推計式などを都道府県に提供するとともに公開し、地方公共団体等による化学物質環境汚染対策に資すること。
- 五 営業秘密の審査に当たっては、諸外国の実情を勘案し、厳格かつ公正に行うとともに、環境庁長官又は都道府県の説明要求に対しては、事業を所管する主務大臣は十分納得できる説明を行うこと。
- 六 情報の共有が本制度運用の前提となるため、特に大量に請求する場合を中心に手数料をできる限り低廉なものとするとともに、利用者の利便性を勘案したインターネットの利用など幅広い情報提供手段を活用すること。